

小売業の労働災害を防止しよう



【パンフレットのポイント】

小売業では、業態ごとに作業の特性と労働災害の発生特性が変わる。

業態ごとの労働災害発生の特徴

業態別に見た安全管理上の課題



https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/pamphlet_retail_1701.pdf

小売業における労働災害防止のポイント～安全で安心職場をつくるために～



目次

I 安全衛生管理の基本

1. 安全衛生管理の必要性
2. 労働災害がもたらす企業ダメージ
3. 労働災害防止活動と作業改善の相乗効果

II 小売業における労働災害

1. 小売業における労働災害の現状
2. 小売業における労働災害の特徴

III 小売業における労働災害防止活動のポイント

IV 小売業における安全管理の体制づくり

1. 法令で定められた小売業における安全衛生管理体制
2. 店舗における安全衛生活動の計画的な推進
3. 本部による全社横断的な労働災害防止活動の推進・支援

V 小売業における労働災害防止活動の推進

1. 4S活動の実施
2. リスクアセスメントの実施
3. 従業員の労働災害防止意識の醸成など
4. 見える化の推進(個別の労働災害防止活動)



<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120528.html>

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～

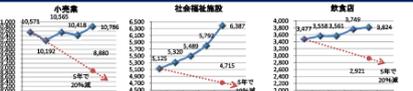
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリスト・II」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主として**、店舗・施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※労働者10人以上の労働災害発生数(1)は発生率(%)を算出。左軸は発生率(%)、右軸は発生数(人)を示す。

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害	転倒	急な動き・無理な動き	搬送・転落	その他
転倒	「重いものを持ち上げたり、両手で荷物を持っているときに急に動き出すとき、片手で荷物を持ち上げるとき」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするときに、片手で荷物を持ち上げるとき」など	「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通量が多かった」、「雨で滑った」など

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (1/28.12)

本社(本部)と店舗との効果的な連携に基づく各店舗での災害防止活動の取り組みの重要性



<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/leaflet30.pdf>

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」 (エイジフレンドリーガイドライン)

～高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害防止のための健康づくりを～

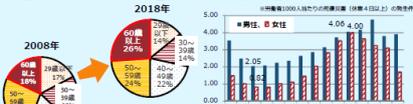
エイジフレンドリーガイドライン (高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」)」を策定しました。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



働く高齢者が増えていて、60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加、特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。こうした中、労働災害による死者数は60歳以上の労働者が占める割合は26% (2018年) で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墮落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、発生率も高くなる傾向があります。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を対象とする働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

【ガイドラインのポイント】

■ 事業者に求められる取り組み

- 安全衛生管理体制の確立等
- 職場環境の改善
- 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
- 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
- 安全衛生教育

■ 労働者に求められる取り組み

- 安全衛生教育
- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日ごろから運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

■ 国・関係団体等による支援の活用

- 個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- 労働災害防止団体による専門職員により現状把握し、アドバイスします。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000623027.pdf>



- I はじめに
- II 「エイジアクション 100」の概要
- III 「エイジアクション 100」の活用方法
- IV 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト
- V 高齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリストの解説（エイジ・マネジメント）
- VI 高齢労働者の労働災害の発生状況
- VII 加齢に伴う身体・精神機能の状況
- VIII 高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善計画
- IX 高齢労働者の安全と健康確保に役立つパンフレット等のリスト



<https://www.mhlw.go.jp/content/000364583.pdf>

外国人労働者を雇用する事業主の皆様へ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします

外国人労働者を雇用する事業主のみさまへ

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。

外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上の死者数（単位：人）

年	死者数
H24	1,239
H25	1,292
H26	1,732
H27	2,005
H28	2,211
H29	2,494
H30	2,847

資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

外国人労働者のための安全衛生教育自主点検表		<input checked="" type="checkbox"/>
1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。（雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	<input type="checkbox"/>
2 作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3 指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4 標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5 免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のまま従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「パンフレット」

https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/content/contents/anzaen_h310111_dethreport.pdf



「未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル」

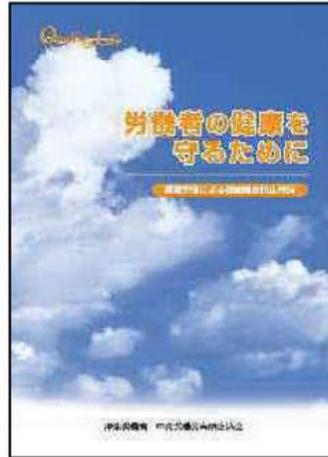
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



「外国人雇用のルール、指針全文」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html

過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進



「過重労働による健康障害を防ぐために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553560.pdf>



「労働者の健康を守るために」

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-8.pdf>

労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づくメンタルヘルス対策の推進



「職場における心の健康づくり」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000560416.pdf>



「職場復帰支援の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000561013.pdf>



愛知労働局「職場におけるメンタルヘルス対策について」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00001.html

化学物質による健康障害防止対策に関する事項



「労働災害を防止するためリスクアセスメントを実施しましょう」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyoukuanzeneiseibu/0000099625.pdf>



「化学物質管理の無料相談窓口のご案内」

<http://www.jfa-tanzo.jp/wp/wp-content/uploads/2020/06/c4a8d7ccded55bbb5da2cc5728b40080.pdf>

受動喫煙対策に関する事項



「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>



「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項



「職場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン(全体版)令和2年3月改訂版」



「企業・医療機関連携マニュアル(全体版)令和2年3月改訂版」
「企業・医療機関連携マニュアル(解説編)」



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

■ 厚生労働省は、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を公開しています。各事業場において、これらを参考に事業者、労働者が一体となって、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するための自主的な取組等に努めていただきますようお願いします。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/tetsuzuki/_122148_00006.html



愛知労働局では「危なさと向きあおう」をキャッチフレーズに、安全衛生を科学的、論理的に考えていただくための特集コーナーを設けています。安全衛生を基礎から考えてみましょう。

「論理的な安全衛生管理の推進・定着」

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/anzen_eisei/_121845.html

